
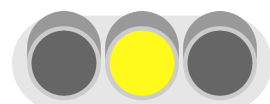



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための阪南大学行動指針

2022/3/18 行動指針について（第25版）

★現在の活動制限レベル レベル0.5 3月22日～

2022/3/10 下線部変更（第24回危機管理対策本部会議）

1.活動制限レベル		2.入構（学生）	3.授業関連	4.授業フィールドワーク・ゼミ合宿等	5.課外活動 (学生諸団体、クラブ、サークル、同好会等)	6.大学施設利用のイベント (式典、各種行事を含む)	7.学内会議	8.出張（研究出張含む）	9.大阪府の制限レベル
レベル	学内								
0	・濃厚接触者及び感染者がいない状態 ・濃厚接触者・感染者がいる。行動履歴から他の学生・教職員が濃厚接触者とならないことが明確な場合。（学内での感染が広がらないと判断できる）	入構制限なし	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	大阪モデルの信号が消灯または緑色 
0.5		感染防止策を徹底した上で入構可能とする。	感染防止策を徹底した上で、対面でなければ難しい科目は対面授業を実施。それ以外の科目は原則として遠隔授業とする。 (対面授業の目安 50%以上)	・感染防止策を徹底した上で国内に限定し可能とする。(ただし、飲食を伴うイベント(ゼミ懇親会等)は禁止とする。)	感染防止策を徹底し、許可を得た上で、各施設の利用条件に基づいて活動を可能とする。 ・宿泊を伴う練習試合、合宿・遠征は可能。(国内限定)	感染防止策を徹底し、 <u>イベント主催者・管理責任者を明確にした上で</u> 、各施設の利用条件に基づいて可能とする。	原則としてWEB会議とする。対面で開催する場合は感染防止策を徹底した上で可能とする。	【国内出張】感染防止策を徹底した上で可能とするが、各都道府県知事から都道府県をまたぐ移動の自粛要請が発出されている地域への出張は原則として禁止する。 【国外出張】本学の「海外渡航等について」(平成27年9月1日付学長文書)に基づく。	
1	・濃厚接触者・感染者がいる。行動履歴から他の学生・教職員が濃厚接触者とならないことが明確な場合。 (学内での感染が広がらないと判断できる)	感染防止策を徹底した上で入構可能とする。	感染防止策を徹底した上で、対面でなければ難しい科目は対面授業を実施。それ以外の科目は原則として遠隔授業とする。 (対面授業の目安 50%以上)	・感染防止策を徹底した上で国内に限定し、日帰りのみ実施可能とする。 ・飲食を伴うイベント(ゼミ懇親会等)は禁止とする。	・感染防止策を徹底し、許可を得た上で、各施設の利用条件に基づいて活動を可能とする。(クラブ指導者の帯同が望ましい) ・公式試合、大会への参加及び日帰りの練習試合は可能(原則、クラブ指導者は帯同すること。また、感染防止策を徹底した上で、遠方での大会等に伴う宿泊は可能)。 ・宿泊を伴う練習試合、合宿・遠征は禁止(ただし、主催連盟等から招集された合宿参加は可能)	感染防止策を徹底した上で、大学主催によるイベント開催及び活動のみ、各施設の利用条件に基づいて可能とする。	原則としてWEB会議とする。対面で開催する場合は感染防止策を徹底した上で可能とする。	【国内出張】感染防止策を徹底した上で可能とするが、各都道府県知事から都道府県をまたぐ移動の自粛要請が発出されている地域への出張は禁止する。 【国外出張】本学の「海外渡航等について」(平成27年9月1日付学長文書)に基づく。	大阪モデルの信号が黄色以上
1.5		感染防止策を徹底した上で入構可能とする。	感染防止策を徹底した上で、対面でなければ難しい科目は対面授業を実施。それ以外の科目は原則として遠隔授業とする。 (対面授業の目安 30%以上)	・感染防止策を徹底した上で国内に限定し、日帰りのみ実施可能とする。(ただし、移動の自粛要請が発出されている地域を除く) ・飲食を伴うイベント(ゼミ懇親会等)は禁止とする。	・感染防止策を徹底し、許可を得た上で、各施設の利用条件に基づいて活動を可能とする。(クラブ指導者は常時帯同すること) ・公式試合、大会への参加及び日帰りの練習試合は可能(感染防止策を徹底した上で、遠方での大会等に伴う宿泊は可能)。 ・宿泊を伴う練習試合、合宿・遠征は禁止(ただし、主催連盟等から招集された合宿参加は可能)	感染防止策を徹底した上で、入試、就職、資格取得、式典等関連のみ可能とする。	原則としてWEB会議とする。対面で開催する場合は感染防止策を徹底した上で可能とする。	【国内出張】感染防止策を徹底した上で可能とするが、各都道府県知事から都道府県をまたぐ移動の自粛要請が発出されている地域への出張は禁止する。 【国外出張】本学の「海外渡航等について」(平成27年9月1日付学長文書)に基づく。	 
2	・濃厚接触者・感染者がいる。行動履歴から他の学生・教職員が濃厚接触者となる可能性がある。(学内での感染が広がる可能性がある)	原則として入構禁止とするが、許可された者のみ、感染防止策を徹底した上で入構可能とする。	原則としてWeb等を活用した遠隔授業とするが、卒業、就職、資格取得等に必要な場合のみ、感染防止策を徹底した上で対面で実施可能とする。	原則禁止とするが、卒業・就職・資格取得等に必要な場合のみ、感染防止策を徹底した上で実施可能とする。	原則として禁止するが、許可を得た場合のみ(※)感染防止策を徹底した上で可能とする。(※公式試合に関する活動のみ)	感染防止策を徹底した上で、入試、就職、資格取得、式典等関連のみ可能とする。	原則としてWEB会議とする。対面で開催する場合は感染防止策を徹底した上で可能とする。	原則として不要不急の出張は禁止するが、許可を得た場合のみ、感染防止策を徹底した上で可能とする。	
3	・濃厚接触者・感染者がいる。行動履歴から他の学生・教職員が濃厚接触者となった場合。(学内での感染が広がる可能性がある)	原則として入構禁止とする。	原則としてWeb等を活用した遠隔授業とする。	原則として禁止する。	原則として禁止する。	原則として中止または延期とする。	原則としてWEB会議とする。	原則として不要不急の出張は禁止する。	
4	・学内で集団感染が発生している。(学内での感染が拡大している)	全面禁止とする。	全科目をWeb等を活用した遠隔授業とする。	全面禁止とする。	全面禁止とする。	全面中止または延期とする。	全面WEB会議とする。	全面禁止とする。	